

25 『裁判醫學提綱』にみる「狂」の用語について

小曾戸 明子

『裁判醫學提綱』は、片山國嘉・江口襄纂著、秋南書院蔵版で、明治十五年十二月より明治二十一年三月にて全備出版されたと記されている。前編二百九十四丁、後編四百三十五丁、全二十六章である。一丁は一頁にあたり、二十五字詰十二行（三百字）である。

「精神病論」は、前編十章の中で最後の一章（九十八丁）を費やして記されている。そのうち総論は約五分の一で、責任力、自治力、精神病者検査法の三つに分かれている。各論は残り五分の四をしめ、1 先天性痴呆及び魯鈍、2 先天性聾啞、3 変質性精神病、4 鬱憂狂及び鬱憂性妄想狂、5 癲狂及び興奮性妄想狂、6 後天性失神、7 麻痺狂の七つに分かれている。3 変質性精神病はさらに、癲癇狂、歇私的里狂、道德狂、意志狂、定時狂の五つに分け

られている。

狂の用語は、約二十種でそのほとんどが精神病論の各論の病態分類命名の末尾に置かれており、その種類の豊かさに驚かされる。この中でドイツ語の併記されているものは、癲癇狂論の中の小癲 *Petit Mal*、大癲 *Grand Mal*、道德狂論の中の思考性魯鈍 *Folie raisonnement*、意志狂論の中の妄想を有さない癲狂 *Mania sine delirio* あるいは偏狂 *Monomania*。鬱憂性妄想狂論の中の追跡妄想 *Verfolgungswahn*。癲狂 *Manie* 及び興奮性妄想狂論の中の癲狂性興奮症 *Maniakalische Exaltation*、躁狂 *Tobsucht*、頓発性 *Mania transitoria*、興奮性妄想狂 *Maniakalische Wahn*、大妄想狂 *Grossen Wahn*。後天性失神 *Erworbenes Blödsinn*、その論の中の続発錯迷狂 *Secundäre Verrücktheit*。麻痺狂 *Dementia paralytica* の十五ヶ所であった。

「狂」の文字は、のちに明治三十年代に病態名から除かれ、従来「狂」の字を以てあらわしていたところを精神病あるいは精神障礙という文字を以て代えるようになっていくが、それは何を意味するのだろうか。この「精神

病論」の中にはすでに、精神病、神経病、精神障害、精神異常、精神錯乱などの用語が頻繁に用いられているが、それらと区別され差異化される形で「狂」の用語は鍵となる概念として用いられていると考えられる。

「外界ノ事物ヲ認知シ自他ノ判別アレドモ其神識ハ甚タ薄弱ニシテ唯直達ノ認知ニ依テ得了シタル想像及ビ之レヨリ生スル所ノ単一ナル判別ト理會トヲ有スルノミナリ此ノ如キ精神狀況ヲ名ツケ唯知覚的ノ想像力ヲ有スト謂ヒ思慮的ノ想像力及ヒ判別力ハ全ク欠亡スル故ニ道德上及ヒ法律上禁スル所ノ行為ヲ識得セス故ニ利己的ノ欲意ヲ抑制スルコト克ハサルハ論ヲ待タサルナリ」は、「精神病論」の各論の冒頭、先天性痴呆及び魯鈍を論じた中の一節である。知覚的想像力から思慮的想像力(及び判別力)へと対比させつゝ行為のあり様を説いている精緻さに驚かされる。記憶乏弱、想像聯合(思慮)、思慮澁滞などの用語へとつながりもよくこなされている。

神識という語は、十三ヶ所に見られるが、意識という語も三ヶ所(癲癩狂論中二ヶ所、意志狂論中一ヶ所)にみられ、区別して用いられていると考えられた。あるいは単

に混同されているのかもしれない。そのほか神思(三十一ヶ所)、神色(三ヶ所)、神氣(八ヶ所)などの用語もあり、又失神(二十七ヶ所)はやや広い意味を持つと考えられた。

(都立府中病院〈非常勤〉)